

報告第57号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年3月5日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第44号

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年2月27日

つくば市長 五十嵐立青

### 損害賠償額の決定及び和解について

高崎自然の森施設管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和7年2月3日 午後9時頃

2 事故発生の場所

つくば市高崎1053番地2地先（高崎自然の森内）

3 相手方

(1) 住所 つくば市■■■■■■■■■■■■■■■

(2) 氏名 ■■ ■■

4 事故の概要

相手方が、高崎自然の森内の道路を走行していたところ、樹木から枯れ枝が落下し、相手方車両の助手席側Aピラーと屋根を損傷させたもの

5 損害賠償額

金138,215円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金138,215円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。